

申請に対する処分

処 分 名	市営住宅の用途一部変更承認
根 拠 法 令	奄美市営住宅等管理条例第 2 4 条
所 管 課	建設部建築住宅課

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人

入居者

(2) 申請の方法

「市営住宅用途一部変更承認申請書」に必要書類を添付し，市長に提出する。

(3) 許可の要件

ア 当該住宅の用途が実質的に失われない場合に限り承認する。

イ 入居者の費用で原状回復または撤去をすること。

2 標準処理期間

1 4 日